

『学生支援緊急給付金』申請について

出願は大学を通じて行い、採用されると日本学生支援機構から支給（振込）されます。「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）をよく確認したうえで、

（様式 A）「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』必要書類申請書

【日本人等学生のみ】

（様式 B）外国人留学生登録シート **【外国人留学生のみ】**

（様式 1）学生支援緊急給付金申請書 **【全員】**

（様式 2）学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

【日本人等学生と外国人留学生で様式が異なる】

および、支給要件を満たすことを証明する書類をそれぞれ提出してください。

（様式 A, B, 1, 2 については、それぞれ A4 用紙 1 枚に印刷してください）

（詳細は申請の手引きの 6・7 ページを参照してください。）

また、文部科学省による申請の手引きの趣旨に基づき、本学の状況を念頭に推薦者を総合的に判定するため、目安の仕送り額は本学独自に定めています。

[1] 支給対象者の要件

1. 以下の①～⑥を満たす者

（外国人留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）

- ①家庭からの多額の給付を受けていない。（※1）
- ②原則として自宅外で生活している。（※2）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。
- ④家庭（両親のいずれか）の収入減少により、家庭からの追加的援助が期待できない。
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（※3）が前月比の50%以上減少している。（※4）
- ⑥既存の支援制度について以下のうちいずれかを満たしている。（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分受給者。
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受有者であって、第一種奨学金（無利子貸与）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者。
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子貸与）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者。
 - 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子貸与）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者。

- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子貸与）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者。
- ⑦外国人留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。
 （「外国人留学生学習奨励費」等と同様。）
- 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること。

▼参考：成績平均点(GPA)算出方法（S・A=3点、B=2点、C=1点、D=0点）

$$\frac{S+Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1 + Dの未修単位数 \times 0}{前年度総登録単位数}$$

※進級要件に関係しない科目（教職科目・学芸員科目）は除く。

- 2) 1か月の出席率が8割以上であること。
- 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること。（入学金・授業料等は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での就学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者。

- (※1) 本学の年間学費と家賃を念頭に、家庭からの仕送り、援助額210万円以上（学費を含む）を目安とします。
 ただし、外国人留学生については、仕送り年額108万円以下（入学金・授業料等は含まない）であること。
- (※2) 生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。自宅外であるということの証明書類（賃貸契約書のコピー等）の提出が必要です。
- (※3) あなたのアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- (※5) 第I区分、第II区分、第III区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

[2] 支給金額

住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

[3] 必要書類

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きに記載されていますので、よく確認してください。

(支給後に申請書類に虚偽があった場合は全額返金しなければなりません)

[4] 受付期間 7月10日(金)～7月17日(金) 必着 [土日除く]

※日本国外にいる外国人留学生については、7/17(金)Email 必着

[5] 提出方法

必要書類を「レターパックライト」を使用して郵送してください。

ただし、7月13日(月)・14日(火)の12時半～17時については[6]提出先への持参・提出を認めます。

※日本国外に滞在する外国人留学生については、提出書類をPDFデータにし、Emailに添付して国際交流センター (intl-ex@tamabi.ac.jp) に送信すること。

[6] 提出先

(日本人学生) 〒192-0394 東京都八王子市鎌水 2-1723

多摩美術大学学生部学生課「学生支援緊急給付金」係

(外国人留学生) 〒192-0394 東京都八王子市鎌水 2-1723

多摩美術大学国際交流センター「学生支援緊急給付金」係

[7] 注意事項

- ・申請者全員が給付の対象となるわけではありません。申請書類を基に総合的に選考を行います。また、選考内容のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。
- ・申請書類に不備があった場合は確認の為、個別に連絡いたします。対応に時間がかかりますので、早めに書類を用意し、郵送してください。
- ・6月時点で既に申請を行っており、給付金が入金されている学生につきましては今回の二次募集には申請できません。
- ・6月時点で既に申請を行っており、まだ給付金が入金されていない学生については自動エントリーとし、既に提出された書類を二次募集で取り扱います。